



〇〇株式会社
ご担当者 様

本資料はサンプル版です

実際に配信されるメールマガジンとは、レイアウトや構成が一部異なる場合があります。

※このメールは過去にお取引や名刺交換をさせていただいた方にも配信しています。

こんにちは。LSIメディエンス 食の安全サポート メールマガ事務局です。
本日は「食の安全サポートメールマガジン2024年3月号」をお届けいたします。

▶今月の特集

ペットフード検査について 栄養成分編

犬用や猫用のペットフードは、現在さまざまな製品が輸入・製造・販売されていますが、安全性や表示については、法令や自主規格等で詳細に規定されています。

今回は、我が国におけるペットフードの表示と栄養成分検査についてご紹介いたします。

▶我が国における、ペットフードに関する法令等の概要について

ペットフードの表示に関する事項は、法律である「ペットフード安全法」と、自主規格である「ペットフードの表示に関する公正競争規約」及びその施行規則で規定されています。

分類	名称	表示	安全性・品質
法律	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）	規定	規定
省令	愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令		規定
自主規格	ペットフードの表示に関する公正競争規約	規定	
	ペットフードの表示に関する公正競争規約施行規則	規定	

▶ペットフード安全法の概要

公布	2008年6月（2009年6月から施行）
所轄官庁	農林水産省及び環境省（共同管理）
目的	ペットフードの安全性の確保による、愛がん動物の健康の保護
内容	ペットフードに関する、行政による措置事項及び製造業者等への義務事項を規定

▶ペットフードの表示に関する公正競争規約

制定	1974年（最新版：2022年9月改訂、2024年3月現在）
制定団体	ペットフード公正取引協議会
認定官庁	公正取引委員会及び消費者庁
内容	ペットフードに必要な表示事項に関して定める

▶ペットフードの表示に関する項目

ペットフードの表示に関する公正競争規約において、以下の9項目が定められています。

1	名称	6	成分	7	原材料
2	目的	4	給与方法	8	原産国
3	内容量	5	賞味期限	9	事業者の氏名又は名称及び住所



このうち、「**名称**」、「**賞味期限**」、「**原材料**」、「**原産国**」、「**事業者の氏名又は名称及び住所**」の5項目は、**ペットフード安全法での表示義務項目**でもあります。

▶表示する栄養成分

ペットフードの表示に関する公正競争規約及び同施行規則にて、以下の5項目が規定されています。

成分名	単位	備考
1 たんぱく質（粗たん白質も可）	%以上	▶ 最低栄養含有量を保証 する 意味合いから、「以上」と表示
2 脂質（粗脂肪も可）	%以上	
3 粗繊維	%以下	▶ 最大含有量を保証 する 意味合いから、「以下」と表示
4 灰分（粗灰分も可）	%以下	
5 水分	%以下	

栄養成分の具体的な検査法やエネルギー等、より詳しい内容を
こちらの動画で解説していますので是非ご覧ください



動画視聴のページはこちら！

[【動画で視聴】ペットフード検査について 栄養成分編／有害物質編](#)

弊社動画コンテンツの特徴

- その1 食の安全に関わる最新情報を解説した動画を配信しています
- その2 **何度でも無料でご視聴**いただけます
- その3 動画の再生時間は**15分程度**です。ちょっとしたお時間のあるときにご視聴いただけます
- その4 動画の内容は、資料(PDFファイル)として**無料でダウンロード**もできます

<ホームページはこちら！>

[食の安全サポート | LSIメディエンス \(medience.co.jp\)](http://medience.co.jp)

次回も皆様のお役に立つ情報を発信いたしますのでご期待ください！

株式会社LSIメディエンス

〒174-0051東京都板橋区小豆沢4-25-11

TEL:03-5994-2271

E-mail : LSIM-FOOD-EIGYOU@nm.medience.co.jp

メールの登録解除 [はこちら](#)から